奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第四十五号

奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の下に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第五項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　介護医療院　医師、栄養士又は介護支援専門員

第四条第六項各号列記以外の部分中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め、同項第一号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め、「診療所の」の下に「医師、」を加える。

第五条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十六条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第四十二条第二項第四号中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第四十六条第二項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第四十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十八条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第五十五条中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に、「第四十八条第八項」を「第四十八条第七項」に改める。

附則第六条から第十条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。